

独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成20年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

①評価結果の総括

国立大学財務・経営センターは、国立大学法人等における教育研究の振興に資するため、国立大学法人等における施設整備に必要な資金の貸付・交付や財務・経営に関する調査研究などの業務活動について、中期目標の達成に向け、年度計画に従い着実に実施している。

平成18年度の事務および事業の見直しにより、平成19年度から融資等業務に特化された中で、融資等業務に密接に関連する調査・研究機能、情報共有機能、相談機能の整備により、国立大学法人等の財務・経営の改善を図るといふセンター本来の役割を十分に果たしている。

また、外部委託の促進や契約の見直し、業務におけるICTの活用などにより、一般管理費、事業費、人件費の削減が図られていると評価できる。

<参考> ・業務運営の効率化:A ・業務の質の向上:A ・財務内容の改善:A 等

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

(イ) 内部統制の質の向上が言われる状況下、巨額な金額を扱う独立行政法人であるだけに、内部統制の体制が強化されることを期待したい。(項目別-p1～2参照)

(ロ) 学術総合センター共用会議室の運営については、DMの発送など毎年積極的なPR活動により、稼働率も向上しているが、更なる工夫により一層の利用促進が望まれる。(項目別-p18参照)

(ハ) 広島大学本部地区跡地の処分が進まなかったことについては、引き続きの検討を期待したい。(項目別-p19～20参照)

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

(イ) 監査室の充実、強化が望まれる。(項目別-p1～2参照)

(ロ) 当該施設の一層の利用を図るため、引き続き利用者サービスや満足度の向上に努め、リピーターを増加させることが必要である。(項目別-p18参照)

(ハ) 広島大学本部地区跡地の処分については不可抗力といえるものであったが、広島市や広島大学と密接に協議を行い、早期処分に努めることが望まれる。(項目別-p19～20参照)

④特記事項

独立行政法人整理合理化計画や勧告の方向性等において指摘された事項について検討に着手し、概ね結論を得るなどの対応がなされている。

独立行政法人整理合理化計画や勧告の方向性等において指摘された主な事項に関し、

- ・寄附金の受入れ及び配分事業については、平成21年3月末をもって廃止することになった。
- ・平成21年度から、キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務を廃止することになった。
- ・学術総合センターの共用会議室の管理運営の在り方について、運営評議会委員や国立大学等の利用者から意見聴取し、検討を行った結果、引き続きセンターにおいて管理運営を実施することになった。

文部科学省独立行政法人評価委員会 大学支援関係法人部会
国立大学財務・経営センター作業部会委員

- 臨時委員(作業部会主査) 館 昭 桜美林大学大学院国際学研究科教授
- 委員 佐野 慶子 公認会計士、佐野公認会計士事務所長
- 臨時委員 福井 次矢 聖路加国際病院長
- 臨時委員 古阪 幸代 三機工業株式会社
ファシリティシステム事業部専門部長

独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成20年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化						
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					A	A	A	3 寄附金の受入れ及び配分					
1 業務内容の精査、組織の見直し状況	A	A	A	A	A	4 高等教育財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査研究							
2 業務内容の見直し、外部委託の推進等による効率化	A	A	A	A	A	①アンケート調査の分析と情報提供	A	A	A	A	A		
3 事務情報化の推進、事務処理の効率化	A	A	A	A	A	②法人化後の財務・経営についての情報収集	A	A					
4 業務の効率化	A ⁺	A	A	S	S	③大学の予算獲得等についての日米の比較研究及び研究成果の公開	A	A					
①一般管理費に係る効率化の実施状況	A ⁺	B	A	S	S	④国立大学法人の財務・経営に関する比較分析の予備的検討	A	A					
②事業費に係る効率化の実施状況	A ⁺	B				⑤IMHE事業の参加及び内外の関係機関との交流協力	A	A					
③大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況	A	A				⑥研究会・シンポジウム等の開催及び研究紀要等の刊行	A	A					
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					A	A	A	5 セミナー・研修事業の開催					
1 国立大学法人等の財産管理等に関する協力・助言	A	A	A	A	A	①大学トップマネジメントセミナーの実施	A	A	A	A	A		
①各国立大学法人等の共通課題の処理実績の収集等	A	A	A	A	A	②大学財務・経営セミナーの実施	A	A					
②財産管理に関する法律相談等	A	A				③大学職員スキルアップ研修の実施	A ⁺	A					
③研究協議会の実施	B	A				6 国立大学法人等の財務・経営の改善に資する情報提供の実施							
④処分促進方策調査協力者会議の開催及び助言の実施	A	—				①調査研究の成果の提供	A	A ⁺				A	A ⁺
⑤財産処分関連業務の実施	A	—				②財務・経営に関するガイドブックの作成・配付	A	A ⁺					
2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	A	A	A	A	A	③説明会・シンポジウム・講演会の開催	A	A ⁺					
①文部科学大臣の定める施設整備計画に基づく施設費の貸付	A	A	A	A	A	7 財務・経営の改善に関する協力・助言							
②償還確実性の審査	A	A	A	A	A	①財務・経営に関する情報提供及び経営相談などの協力・助言	A	A	A	A	A		
③施設費貸付事業の財源調達	A	A ⁺				②リユースシステムのPR及び成功事例の紹介	A	B					
④債権を確実に回収するための取組	A	A				8 大学共同利用施設の管理運営							
⑤文部科学大臣の定める施設整備計画に基づく施設費の交付	A	A	A	A	A	①学術総合センター共用会議室の管理運営	B	B	A	A	A		
⑥適正な事業実施を確保するための取組	A	A	②キャンパスイノベーションセンターの管理運営	A	A ⁺								

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
9 国立大学法人財務・経営情報システムの構築	—	B	A	A	A
①国立大学法人財務・経営情報システムの構築及び供用に向けた取組	—	B			
②国立大学法人関係者との連携・協力の実施	—	B			
10 旧特定学校財産の管理処分	A	A	A	A	A
①広島大学跡地の処分に向けた取組	A	B			
②東京大学跡地の売却に向けた取組	A	A			
11 承継債務の確実な徴収及び償還	A	A	A	A	A
Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画			A	A	A
適正な予算の執行状況	A	A	A	A	A
自己収入の確保	B	B	A	B	A
①適正な利用料の徴収及び利用率向上に向けた取組	B	B			
②国立大学法人等からの受託事業増加に向けた取組	B	B			
人件費の削減	—	—	A	A	A
Ⅳ 短期借入金の限度額			—	—	—
短期借入金の借入	—	—	—	—	—
Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画			—	—	—
重要な財産の処分等	—	—	—	—	—
Ⅵ 剰余金の使途			—	—	—
剰余金の使用状況	—	—	—	—	—
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項			A	A	A
人事管理の状況	A	A	A	A	A
①柔軟な組織体制の構築及び人事交流の実施	A	A			
②専門的研修事業等の活用	A	A			
③人事管理の状況	A	A			
中期目標期間を超える債務負担の状況	A	A	A	A	A

○評価の評定について

【平成16年度～平成17年度】

A+：特に優れた業績を上げている。

A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている。

B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている。

C：中期計画をほぼ履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。

C-：評価委員会として業務改善の勧告を行う必要がある。

【平成18年度～】

S：特に優れた実績を上げている。

A：中期目標通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標の達せに向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。

B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。

C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。

F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収入						支出					
運営費交付金	563	591	546	522	496	センター事業費	290	311	297	308	275
産学協力事業収入	203	269	284	291	292	一般管理費	234	236	219	208	196
受託事業収入	—	—	—	12	3	産学協力事業費	192	253	291	277	262
寄附金収入	—	1	—	—	1	受託事業費	—	—	—	12	3
長期借入金等	54,404	71,227	65,816	68,569	65,797	施設費貸付事業費	54,404	71,227	65,816	69,124	67,186
財産処分収入納付金等	32,676	407	1,195	123	6,398	施設費交付事業費	6,414	12,180	8,347	8,342	8,992
承継債務負担金等収入	104,391	104,867	105,784	107,060	104,702	承継債務等償還金	108,200	104,859	105,662	105,930	103,184
不動産処分収入	7,019	20	—	6,300	7,800	その他の支出	3	139	210	286	337
不動産貸付料収入	599	728	733	735	661	翌年度貸付事業財源	—	—	—	—	—
雑収入	9	4	5	45	6						
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	—	11,168	6,472	3,063	—						
計	199,864	189,282	180,835	186,720	186,156	計	169,737	189,205	180,842	184,487	180,435

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
費用						収益					
経常費用	41,182	41,864	36,227	36,496	36,575	経常収益	38,784	30,727	29,769	33,430	39,542
業務費	6,934	12,905	35,992	36,268	36,363	運営費交付金収益	494	523	490	496	603
施設費交付金	6,414	12,180	8,347	8,342	8,992	共同利用施設貸付料収入	192	253	292	278	301
減価償却費	70	77	86	128	102	政府等受託収入	—	—	—	12	3
長期借入金支払利息	—	—	1,820	2,743	3,559	処分用資産賃貸収入	599	728	734	735	661
承継債務支払利息	—	—	24,993	22,296	19,725	処分用資産売却益	3,448	13	—	—	—
センター債利息	—	—	64	126	187	処分用資産売却収入	—	—	—	6,300	7,800
その他経費	451	648	682	2,633	3,798	施設費交付金収益	—	407	1,195	123	6,398
一般管理費	224	225	221	215	199	施設費貸付金受取利息	—	—	1,942	2,974	3,887
減価償却費	3	5	7	10	5	承継債務負担金債権受取利息	—	—	24,993	22,296	19,725
その他経費	221	220	214	205	194	寄付金収益	1	1	0	0	0
財務費用	34,024	28,734	14	13	13	資産見返負債戻入	72	77	81	123	90
長期借入金支払利息	107	910	—	—	—	財務収益	33,971	28,722	37	47	69
承継債務支払利息	33,917	27,805	—	—	—	運用利息	6	2	—	—	—
センター債利息	—	6	—	—	—	長期貸付金受取利息	107	914	—	—	—
債券発行費等	—	14	14	13	13	承継債務負担金債権受取利息	33,858	27,805	—	—	—
臨時損失	48	—	0	—	—	有価証券利息	—	1	37	47	69
						雑益	6	4	5	45	5
計	41,230	41,864	36,227	36,496	36,575	臨時利益	58,736	—	—	—	—
						計	97,520	30,727	29,769	33,430	39,542
						純利益又は純損失(△)	56,289	△ 11,137	△ 6,458	△ 3,066	2,967
						国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	—	11,168	6,472	3,063	—
						目的積立金取崩額	—	—	—	—	—
						総利益	56,289	30	14	△ 3	2,967

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

販売用不動産の売却について、18年度以前は簿価と収入額の差額を処分用資産売却益として計上していたが、19年度から処分用資産売却原価を費用として計上(業務費-その他経費)し、収入額を処分用資産売却収入として計上している。

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	92,374	113,191	102,205	103,708	100,699	業務活動による収入	145,463	106,895	108,554	115,038	120,350
投資活動による支出	57,886	23,542	36,349	47,167	33,080	投資活動による収入	27,764	35,564	43,245	46,900	37,022
財務活動による支出	77,129	75,954	78,669	80,717	79,711	財務活動による収入	54,404	71,213	65,803	68,555	65,784
翌年度への繰越金	244	1,228	1,607	508	10,174	前年度よりの繰越金	2	244	1,228	1,607	508
計	227,633	213,916	218,830	232,100	223,664	計	227,633	213,916	218,830	232,100	223,664

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産						負債					
流動資産	135,431	126,856	1,005,924	990,602	979,294	流動負債	79,161	81,752	83,578	82,450	77,369
固定資産	916,007	908,278	9,360	8,742	9,393	固定負債	906,645	899,149	884,192	872,951	863,699
						負債合計	985,807	980,901	967,770	955,401	941,068
						資本					
						資本金	9,602	9,602	9,602	9,602	9,602
						資本剰余金	△ 261	△ 521	△ 782	△ 1,287	△ 1,578
						利益剰余金	56,289	45,152	38,694	35,628	38,595
						(うち当期未処分利益)	56,289	30	14	△ 3	2,967
						資本合計	65,631	54,233	47,514	43,943	46,619
資産合計	1,051,438	1,035,134	1,015,284	999,344	988,687	負債資本合計	1,051,438	1,035,134	1,015,284	999,344	987,687

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 当期末処分利益	56,289	30	14	△ 3	2,967
当期総利益	56,289	30	14	△ 3	2,967
前期繰越欠損金	—	—	—	—	—
II 利益処分額	56,289	30	14	△ 3	2,967
積立金	22	30	14	△ 3	200
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金	56,268	—	—	—	2,767
独立行政法人通則法第44条 第3項により主務大臣の承認 を受けた額	—	—	—	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
役員	3	3	3	3	3
役員(非常勤)	1	1	1	1	1
研究職員	4	4	4	4	4
事務職員	22	22	22	22	22
計	30	30	30	30	30

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成20年度に係る業務の実績に関する評価

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置【評価 A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。	1 業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。	業務内容の点検及び組織の見直し状況						<p>○役員の状況 役員については、理事長、理事及び監事2名（常勤1・非常勤1）の体制から、平成20年10月以降、理事長、理事及び監事2名（非常勤2）の体制となった。</p> <p>○事務組織の状況 平成20年4月より、当面、総務課の課長補佐の欠員を不補充とし、経営支援事業体制の充実の観点から、経営支援課企画係に係員を1名充実した。</p> <p>○研究組織の状況 研究組織については、5研究部門（高等教育財政論、高等教育計画論、財務運営論、地域連携論、財務評価論）の体制を継続し、研究部長（教授）1名、教授1名、准教授2名の計4名の常勤職員を配置するとともに、6人の客員教授等（非常勤講師）を配置した。また、これに加え、5月から7月までの間、外国人研究員1人を配置した。</p> <p>○運営組織の状況 理事長の管理運営責任の下で自律的に法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定を的確かつ迅速に行うため、以下の運営に関する組織において審議等を行い、適切な組織運営に努めた。</p> <p>○運営評議会 理事長に対し助言を行う「運営評議会」（国立大学学長、学識経験者等14名で構成）を平成21年1月と3月に開催した。 本年度は、平成20年度事業の進捗状況、第2期中期計画、平成21年度年度計画等について審議を行うとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合の状況について報告を行った。</p> <p>○研究活動委員会 運営評議会における審議事項のうち、専門的な事項である調査研究について審議する「研究活動委員会」（国立大学法人等の教員、研究者等13名で構成）を平成21年2月に開催した。 本年度は、平成20年度調査研究活動の進捗状況、第2期中期計画及び平成21年度年度計画のうち調査研究に係る事項等について審議を行うとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合の状況について報告を行った。</p> <p>○所内会議 所内会議として、役員、課長以上の事務職員、教授以上の教育研究職員で構成する「連絡会議」を毎月2回定期的に開催した。 センターでは、より効率的かつ効果的に事業を推進するため、組織一体で各部・課所掌の事業に取り組むこととしており、連絡会議においては、各種事業の進捗状況に関する情報交換を行うとともに、各部・課で連携を図りながら事業展開するための協議等を行った。 また、その結果について、同会議メンバーから各部・課の職員に周知し、全職員で情報を共有するとともに、組織の意思決定の迅速化につなげた。</p>	A	○業務内容の精査を行いつつ、必要に応じて事務組織や研究組織の見直しが行われている。 ○非常勤監事2名体制のもとでも、監査室と連携し、密接に監査業務が行われるよう期待したい。 ○コア業務に資するために国立大学法人などの実情やニーズに積極的に耳を傾ける姿勢は評価できる。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
								<p>○内部統制の状況</p> <p>【内部監査室】 内部監査室において、平成20年4月に「平成20年度 内部監査計画」を作成し、これに基づき10月に「科学研究費補助金監査」を実施し、適正に予算執行されていることなどを確認した。また、臨時監査として、平成21年3月に、平成19年度に購入した備品（パソコン）について、その管理状況について確認を行い、適切に管理されていることを確認した。</p> <p>また、「研究機関における公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底について（平成20年7月28日付け文部科学省高等教育局長通知）」により要請のあった「公的研究費の不適切な経理に関する調査」を実施し、「取引業者への預け金」及び「旅費・謝金等の架空請求によるプール金」が無いことを確認し、その旨を文部科学省に報告した。</p> <p>さらに、会計検査院の決算検査報告説明会における最近の検査結果の動向を踏まえた注意喚起をふまえ、平成21年1月から、内部統制の強化を図るため、業務監査の一環としてセンター内の全ての起案文書について、内部監査室への合議を行うこととした。</p> <p>【監事監査】 平成20年11月に期中監事監査を実施し、「10月末までの業務の進捗状況」に加え、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「内部統制の状況」、「情報開示の状況」について監査を行い、特段の問題がないことが確認された。</p> <p>【規則等の見直し】 会計検査院の国会報告を踏まえ、契約に係る違約金条項導入に関して、平成20年8月に「契約事務取扱規則」の必要な見直しを行った。</p> <p>また、適正な予算執行に資するため、「会議費の取扱に関する内規」及び「タクシー利用に関する内規」を見直し、支出基準を厳格かつ明確なものとするよう、平成20年8月に改正を行った。</p> <p>契約事務の適性化に資するため、「会計規則」及び「契約事務取扱規則」の改正を行い、公益法人随契条項を廃止し、総合評価落札方式や複数年度契約に関する規定の整備を行い、併せて、「総合評価落札方式活用の手引き」及び「公募・企画競争に係る手続き等に関する標準マニュアル」を新たに整備した。</p> <p>○国立大学法人等の実情・ニーズの把握</p> <p>【国立大学財務・経営支援懇談会】 センターが行う国立大学法人等への財務・経営に関する支援事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を平成20年11月に開催した。</p> <p>【社団法人国立大学協会との連携強化】 センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開が行えるよう、社団法人国立大学協会（以下、「国大協」という。）との連携を強化し、高等教育及び国立大学法人等に関する情報の把握に努めた。さらに、平成21年3月から、当センターと国大協との意見交換会を毎月1回実施することとした。</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。	2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。	業務内容の点検及び外部委託の検討・実施状況	委員の協議により評定を決定					<p>○学術総合センター共用会議室の管理運営業務 学術総合センター一橋記念講堂及び共用会議室においては、適切な管理運営の実施と効率化を図るために、予約受付業務、利用者サポート業務及び会場設営サービス業務などの管理業務全般について引き続き外部委託を実施した。</p> <p>○キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務 キャンパス・イノベーションセンターにおいては、適切な管理運営の実施と効率化を図るため、警備、清掃及び受付等の管理運営全般について引き続き外部委託を実施した。また、一時利用スペースについては、会場設営の準備時間に配慮した鍵の貸出し、館内機器の取扱い補助業務への対応など利用者の要望を踏まえて適切に対応を行った。さらにキャンパス・イノベーションセンター東京地区は、夜間の防犯体制強化のため夜間警備業務を実施した。なお、キャンパス・イノベーションセンター管理運営業務については、「『独立行政法人国立大学財務・経営センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案（平成18年12月15日文科科学省）」に基づき、平成21年3月をもって、廃止した。</p> <p>また、保有する施設については、平成21年4月以降、当該施設の売却や他機関等への移管までの間、センターで引き続き所有し、経過措置として国の要請に基づき東京工業大学と大阪大学へ必要な貸付を行うこととした。</p> <p>○広島大学本部地区跡地に関する契約業務 広島大学本部地区跡地に関する契約業務（緑地管理の委託契約など）については、これまで、その都度、センター職員が広島に出張し、入札の執行や委託内容の完了確認を行ってきたところであるが、契約業務の効率化を図るため、当該契約業務のうち入札の公告・執行、検収等について、広島大学職員に委託するための内規を整備し、広島大学長の同意の上、平成20年11月に広島大学職員に委託した。</p>	A	○業務内容の見直しが行なわれ、効率化が図られている。 ○積極的に外部委託をはかる姿勢は評価できる。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。	3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。	事務情報化の推進状況	委員の協議により評価を決定					<p>○e-Taxによる消費税の申告 これまで税務署の窓口において行っていた消費税の申告について、平成21年6月申告分からインターネットを活用したe-Taxによる代行送信を導入することとし、国税庁、税理士との調整を図った。</p> <p>○債権・債務管理システムの機能追加 施設費貸付事業に係る債権及び債務の効率的・効果的な業務運営を確保するため、債権・債務管理システムについて平成22年度より債券の元金償還、借換債の発行、貸付利率の見直しが始まる見通しであることから、センターにおける損失発生防止および余裕金の効率的な運用を目的とする機能、さらに新たに担保管理機能を追加した。</p> <p>○施設費貸付事業及び施設費交付事業等の実施に係る文書管理システムの運用 前年度導入した「文書管理システム」について、本年度は平成16年度から19年度までの既存文書の登録作業を完了し、当該システムの運用を開始した。このシステムの運用を開始したことによって、検索したい文書について、書架まで探しに行き複数のファイルから該当する文書を探し出す従来の作業が、パソコン上で瞬時に検索することができるようになり事務処理の効率化を図った。</p>	A	○業務内容の見直しが行なわれ、効率化が図られている。 ○積極的なシステム化による事務の効率化や、新業務への取り組みは評価できる。
4 運営費交付金を充当して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。	4 運営費交付金を充当して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。	効率化の状況（下記①～③の状況を踏まえ、本項目の総合評価） 随意契約の見直し	委員の協議により評価を決定					<p>○運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況 文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算に、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行したことにより、年度計画以上の効率化が達成できた。</p> <p>○随意契約の見直し 随意契約見直し計画（平成19年12月策定）に基づき、平成20年4月から、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、全て一般競争入札や企画競争へ移行した。</p> <p>○一般管理費（退職手当を除く）の効率化の状況 一般管理費については、学術総合センター建物管理等業務や電子複写機の賃貸借などの契約内容の見直し、タクシー利用の削減や財務諸表の官報公告における掲載内容の見直しを行ったことにより、一般管理費の決算額において、13.9%の効率化を達成した。</p> <p>○事業費（退職手当を除く）の効率化の状況 事業費については、超過勤務手当の縮減、非常勤講師に係る人件費の見直し、ホームページ更新作業の職員による実施により、事業費の決算額において、3.0%の効率化を達成した。</p> <p>○大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況 大学共同利用施設の管理運営費については、学術総合センター建物管理等業務の契約内容の見直しを行ったことにより経費の効率化が図られた。</p>	S	○一般管理費、事業費とも計画を大幅に上回る節減を達成した。 ○大幅な経費削減は評価できる。 ○随意契約の見直しなど契約の見直しをこまめにされている点は評価できる。
		①一般管理費に係る効率化の実施状況								
		②事業費に係る効率化の実施状況								
		③大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況								

※ 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約(予定価格を公表していない場合は応札者が1者のみの契約)(500万円以上)を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置【評価 A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評価を決定					左記の事業について、下記のとおり実施した。	A	○国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言が適切に実施された。 ○メールマガジンの活用や研究協議会の開催など活発に行われ、相応の相談件数も確保されており、評価できる。
① 財産管理に関する協力・助言 国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。 さらに、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を年2回程度開催する等により、協力・助言を行う。	財産管理に関する協力・助言 国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。 さらに、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を2回程度開催する等により、協力・助言を行う。	①各国立大学法人が抱える共通課題の処理実績の収集及び情報提供の実施状況						○本年度は、国立大学法人等から事業用定期借地権の設定や土地の処分方法について等、財産管理等に係る21件の相談があり、当センターで培ってきたこれまでのノウハウや、相談の内容に応じてセンターが委嘱している顧問弁護士等、専門家の活用により当該相談に適切に対応した。 また、情報提供の一環として、当センターが毎月1回国立大学法人等向けに発行しているメールマガジンに、引き続き「財産管理・施設整備に関する情報提供」のコーナーを設け情報発信を行うとともに、当該メールマガジンにより広く協力・助言事例の募集を行った。 さらに、本年度は、施設費貸付事業において資金を貸し付ける際に提供していただくことになっている「担保（特に抵当権）」について、理解しづらい概念であるということもあり、その解説を同メールマガジンで12回にわたって連載解説し、関係国立大学法人の担保実務担当者の理解に努めた。	A	
		②法律相談等の実施状況						○上記のとおり、財産管理等に係る21件（うち、法律相談5件）の相談があり、当センターで培ってきたこれまでのノウハウや、相談の内容に応じてセンターが委嘱している顧問弁護士等、専門家の活用により当該相談に適切に対応した。		
③研究協議会の実施状況	○研究協議会の開催 本年度は、国立大学法人等にアンケート調査を実施し、要望等を踏まえた上で、2回開催した。 第1回目の研究協議会は、平成20年5月に国立大学法人等の実務担当者192人を対象に、①英国大学における施設整備について、②米国大学における施設整備について、③国立大学における施設整備についてをテーマとして開催した。なお、当該研究協議会終了後、アンケート調査を実施した結果、「大変参考になった」、「参考になった」との回答が90.5%であり、参加者の満足度は高かった。 また、第2回目の研究協議会は、平成20年9月に国立大学法人等の実務担当者235人を対象に、①資産の有効活用等について、②新たな整備手法による施設整備の取組状況③民間資金による敷地貸与型サービス施設の新設、④地方公共団体との連携による整備一岐阜市との連携による研究施設の整備、地方公共団体との連携による整備一愛南町庁舎の無償貸与をテーマとして開催した。なお、当該研究協議会においても終了後にアンケート調査を実施した結果、「大変参考になった」、「参考になった」との回答が96.7%であり、参加者の満足度は高かった。 研究協議会等のアンケート回収については、呼びかけを積極的に行う等、回収率の向上に努めたところである。 また、当センターホームページの「施設整備の情報提供」のページにおいて本年度に開催した研究協議会等の会議資料を新たに掲載し、積極的な情報提供に努めた。									

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
② 財産処分に関する協力・助言 ア) 国立大学法人等の処分可能財産の管理、処分について、求めに応じ民間の専門家等からなる処分促進方策調査協力者会議を開催し、その結果を踏まえ専門的技術的助言を行う。 イ) 承継された旧特定学校財産の処分を通して蓄積したノウハウを活用し、国立大学法人等からの委託を受けて財産処分関連業務を行う。 なお、本処分促進方策調査協力者会議による専門的技術的助言及び財産処分関連業務の受託は、平成19年度以降は実施しない。	平成19事業年度計画なし 平成20事業年度計画なし	④処分促進方策調査協力者会議の開催及び助言の実施状況 ⑤財産処分関連業務の実施状況								
2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	施設費貸付事業及び施設費交付事業の実施状況(下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評価を決定					左記の事業について、下記のとおり実施した。	A	○施設費貸付事業及び施設費交付事業が適切に実施された。
(1) 施設費貸付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要資金として貸付けを行う。	(1) 施設費貸付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要資金として貸付けを行う。	①文部科学大臣が定めた施設整備計画に基づく施設費の貸付状況					○本年度は、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、35国立大学法人(80事業)に対し、大学附属病院の施設整備等に必要資金として、67,186百万円の貸付を行った。 なお、翌年度繰越額377百万円については、1国立大学法人において請負者の過失による施行不良が発覚し、手直しに不測の期間を要することになったため、繰り越すこととなったものである。 また、貸付不用額2,547百万円は、国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定額との間に差額が生じたため、貸付を行う必要がなくなったためであり、その他については当初計画に基づき国立大学法人の資金需要に応じ、円滑に事業を実施した。	A	○国立大学法人の資金需要に応じ、円滑な施設費貸付事業が適切に実施されたと評価できる。	
② 貸付けに当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。	② 貸付けに当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。	②償還確実性の審査等の取組及び実施状況					○審査に係る規程等 施設費貸付事業については、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程(平成16年8月2日理事長決定)」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程(平成16年8月2日理事長決定)」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付事業審査基準(平成16年8月2日理事長決定)」及び「審査基準等の運用手続き(平成18年3月15日理事長決定)」に基づき適正に審査を実施した。 ○具体的審査内容 本年度は、前年度の国立大学法人からの概算要求時及び文部科学省への借入金認可申請時における事前審査、国立大学法人からの借入申請時における本審査及び事後審査を実施した。 事前審査は、国立大学法人の概算要求時に文部科学省における翌年度の貸付対象事業の選定に資するため、償還確実性を中心に実施した。さらに文部科学省への借入金認可申請時における審査においては、国立大学法人から提出を受けた契約状況一覧及び資金計画により、事業内容、進捗状況、借入時期の妥当性及び収支見込みの妥当性について審査を実施した。 国立大学法人からの借入申請時における本審査においては、事業内容、償還計画及び担保力について総合的な審査を実施した。具体的には、文部科学省が定める事業内容(目的・借入金額・資金用途等)と申請内容との整合性はどうか、また、診療収入に占める単年度あたりの元利金償還額の割合が原則として事業年度における診療収入の100分の30以内であるかどうか、附属病院収入に占める債務残高の割合が原則として診療収入の100分の400以内であるかどうか及び担保物件の評価額が債務残高を超過しているかどうかについて審査を実施した。			

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。	③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。	③貸付事業の財源調達の実施状況						<p>○長期借入金 本年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から60,798百万円（平成19年度からの繰越額1,322百万円を含む）の長期借入を行った。</p> <p>○センター債券の発行 上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から4,999百万円の資金調達を行った。 センター債券の発行にあたっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問及びホームページの整備等IR活動（投資家向け広報活動）を積極的に行い、透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を取得した（（株）格付投資情報センター（R&I）AA+）。</p> <p>○資金需要に対する対応 施設費の貸付にあたっては、国立大学法人の資金需要に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は6月から月1回実施し、センター債券の発行は、国立大学法人の資金需要及び市場環境を勘案して平成21年2月5日に条件決定し、同月25日に発行した。 なお、大学での工期の遅延等により資金計画の遅れが生じないよう、各国立大学法人から、月に1度、資金計画表、支払い日程調査表の提出を求め、未契約等の場合には、各国立大学から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し確認するなど連絡を密にして対応した。</p> <p>○再貸付事業の状況 本年度においては、平成17年度から平成18年度までに発行したセンター債券の貸付けに係る元金相当額1,111百万円及び平成19年度に実施した再貸付に係る元金相当額15百万円の回収が行われた。その内1,111百万円と、平成19年度に回収したセンター債券の貸付に係る元金相当額278百万円については、国立大学法人の病院特別医療機械整備費に充当するため再貸付を実施した。なお、残額15百万円については、平成21年度に再貸付することとしている。</p>		
④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。	④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。	④債権を適正に管理し確実に回収するための取組状況						<p>○債権回収及び債務償還の状況 施設費貸付規程等に基づき、国立大学法人から確実に貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を行った（回収・償還は毎年度9月及び3月）。 なお、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、a 状況報告書の徴取（毎事業年度終了後に事業状況報告書及び事業完了報告書を徴取）、b 財務諸表等の徴取（貸付期間中において、毎事業年度終了後に前年度の決算に関する財務諸表等を徴取）、c 現地調査（年2回（夏・冬）、センター職員が国立大学法人（抽出：14大学）に出向いて行う現地調査）を実施した。</p> <p>○貸付金債権の管理 貸付金債権の回収を確実なものとするため、国立大学法人から「施設費貸付状況報告書」等を提出させ、貸付事業の実施状況及び担保物件の異動状況等について確認を行った。また、国立大学法人の財務諸表確定後に財務状況について報告させるとともに、提出された複数年分の「経営管理の指標に関する資料」により、附属病院に係る診療収入、医業費用等の過去からの推移等を多角的に検証し、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認した。</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
<p>(2) 施設費交付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要資金として交付を行う。</p>	<p>(2) 施設費交付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要資金として交付を行う。</p>	<p>⑤文部科学大臣が定めた施設整備計画に基づく施設費の交付状況</p>					<p>○施設費交付事業の実績 本年度は、施設整備等に関する計画に基づき、90国立大学法人等(93事業)に対し、施設整備等に必要資金として、8,992百万円(前年度からの繰越金26百万円を含む)を交付した。 なお、交付金の支払いについては、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより行ったところであり、本年度は計画どおり円滑に実施できたところである。</p> <p>○施設費交付事業の財源の確保 国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部をセンターに納付する仕組みとなっており、本年度は、8国立大学法人及び1大学共同利用機関から6,398百万円が納付された。また、センターが承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地について、平成20年4月に国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館に土地持分を売却したことによる代金7,800百万円及び平成20年6月にセンターが所有し、同法人に賃貸している未売却持分の土地使用料660百万円(※1)の収入があった。さらに、施設費交付事業の財源とするため、施設整備勘定の資金を国債購入により運用し、67百万円(※2)の運用益を得たところである。</p> <p>※1) 土地使用料660百万円のうち133百万円は当該土地に係る固定資産税相当分であり、その差額527百万円が、施設費交付事業の財源となる。 ※2) 67百万円は平成20年度における現金収納額(但し、そのうち20百万円は平成19年度からの運用に伴う利息相当)。その他平成21年度に満期となる国債に係る利息が15百万円ある。</p>	A	○財源運用なども工夫され評価できる。	
<p>② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。</p>	<p>② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。</p>	<p>⑥適正な事業実施を確保するための取組状況</p>					<p>○施設費交付事業の適正な実施 施設費の交付にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)及び「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱(平成16年6月1日理事長決定)」等に基づき、各国立大学法人等から、法人名、事業名、交付申請額及びその目的と内容等を記載する交付申請書の提出を受け、a 当該申請に係る交付金が法令及び文部科学大臣の定め反しないか、b 目的・内容が国立大学等の教育研究環境の整備充実を図るためのものか、c 交付申請額が土地の取得、施設の設置等及び設備の設置に必要な資金か、金額の算定に誤りがないかについて審査し、適正と認められたため交付決定を行った。 また、当該事業完了後、各国立大学法人等から実績報告書が提出され、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかの審査を行い、交付金の額の確定を行った。 さらに、年2回(夏・冬)、センター職員が国立大学法人(抽出:20大学)に出向き、交付対象事業に係る現地調査を実施した。</p>			
<p>3 寄附金の受入れ及び配分 下記の事項に留意しつつ、寄附金の受入れ・配分を行う。</p> <p>① 寄附金受入れを促進するため、ホームページや出版物への掲載等により、産業界、個人篤志家をはじめ社会に積極的に広報し、普及させる。</p> <p>② 配分に当たっては、受入れ内容を十分考慮するとともに、透明性を確保しつつ、配分を行う。</p>	<p>3 寄附金の受入れ及び配分 下記の事項に留意しつつ、寄附金の受入れ・配分を行う。</p> <p>① 寄附金受入れを促進するため、ホームページ等により、社会に積極的に広報し、普及させる。</p> <p>② 配分に当たっては、受入れ内容を十分考慮するとともに、透明性を確保しつつ、配分を行う。</p>	<p>寄附金の受入れ促進のための広報活動の実施状況及び適正な配分を行うための取組状況</p>	委員の協議により評価を決定					<p>○左記の年度計画で求められている国立大学法人等に配分を行うべき寄附金については、受入れはなかった。 なお、寄附金の国立大学法人等への配分事業については、「『独立行政法人国立大学財務・経営センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案(平成18年12月15日文部科学省)」に基づき、平成21年3月をもって、廃止した。</p>	B	○企業訪問を行うなど受入れ促進の努力は見られたが、結果的に受入れがなかったことは残念である。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、下記の調査及び研究を行う。	4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、下記の調査及び研究を行う。	国立大学法人等における財務・経営に関する調査研究の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評価を決定					○研究部(常勤の教育研究職員4名)では、高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営の改善を図るために、①大学の財務・経営に関する調査研究活動、②内外の高等教育財政に関する調査研究活動、③国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析、④IMHE事業等への参加などを行っており、また、⑤これらの調査研究の成果の公開を積極的に進めている。	A	○充実した研究が着実に実施されており、シンポジウムや研究会の開催や研究紀要の刊行など調査研究成果の公開も着実に進められている。
① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。 特に、国際的な高等教育財政・財務に関する改革の動向を踏まえつつ、法人化前後における各国立大学内部の資金配分方法の変動していく過程について、平成18年度までに理論的・実証的に解明し、研究成果については、広く関係者の参考に供する。	① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。 特に、平成19年度から開始した法人化後の基盤的な教育研究経費水準と授業料収入のあり方に関するプロジェクト研究を継続し、国内における歴史的研究および実証的研究、海外との比較研究をさらに進める。今年度は関連文献・資料・データの収集を実施する。	①アンケート調査の分析と情報提供状況 ②国立大学訪問調査による法人化後の財務・経営についての情報収集状況						○国立大学法人における基盤的教育研究経費に関する研究 国立大学法人の基盤的資金は政府から交付される運営費交付金であるが、効率化係数や経営改善係数により年々削減がなされている。このような背景を踏まえ、平成19年度から「国立大学法人における基盤的教育研究経費に関する研究」をテーマに、今後の国立大学法人における基盤的教育研究経費の在り方について研究することとした。具体的には、国公立大学予算の積算根拠に関する歴史的研究、「学生一人あたり教育費」や「教員一人あたり研究費」などの教育研究の単位コスト(unit cost)に関する実証的研究、政府予算・補助金の算出根拠に関する国際比較研究の3領域において研究を進めるとともに、これらを発展的に統合していく予定である。以上を通じて、諸外国における大学に対する政府予算・補助金の決定方法の理論と実践から我が国に適用できる要素や、国立大学法人の単位コストを明らかにするとともに、基盤的教育研究経費の概念を整理し、国立大学法人の基盤的教育研究にかかると必要額の算出方法を検討しようとするものである。 平成20年度は、まず歴史的研究に関して、戦前・戦後の大学内部資料における予算積算根拠、戦後の積算校費単価の変遷とそのもとになった国会審議過程の議事録収集、旧文部省が終戦直後に実施した大学等研究費の実態調査結果などの統計資料・文献等を幅広く収集することができ、その内容の一次的な整理を実施した。次に国内の実証的研究については、国立大学法人の内部予算制度において認識されている基盤的経費の概念と配分方法を明らかにするため、東京工業大学、筑波大学、茨城大学、弘前大学を訪問して実態調査を行った。また、平成20年12月～平成21年2月にかけて、国立大学の学長、財務担当理事、学部長を対象にアンケート調査を実施し、基盤的教育研究経費の配分方法、増減、過不足感などに関する設問への回答を得た(学長・財務担当理事の回答回収率は100%)。このアンケートの結果については、平成21年度に報告を行う。最後に国際比較研究については、平成19年度に米国高等教育管理者協会(SHEEO)と共同で実施した米国州政府から州立大学への予算決定・配分方法(主として基礎的経費にかかると)に関する調査データの分析を進め、平成20年10月にはSHEEOから理事長及び分析担当課長を招聘して、公開セミナーと意見交換を開催した。さらに、平成20年11月には、米国ミシガン州政府、州下院予算局及び州立大学を訪問し、州立大学の予算決定過程や大学システム内での予算配分方法などについて調査を行った。 こうした研究の進捗にあわせて、平成20年度中に4回の研究会を開催し、検討を深めた。 ○国立大学における授業料の設定等に関する研究 国立大学の法人化により、各国立大学は、法人化前は国が一律に設定した授業料を、国が設定する範囲内で自由に決定できるようになった。授業料は、国立大学法人の経営に大きな影響を与えるだけでなく、機会均等の確保や奨学金の在り方などにも関わり、様々な観点から多様な検討が求められる。このため、平成19年度から「パブリックセクターの高等教育機関における授業料の国際比較研究」を実施している。具体的には、アメリカ及びヨーロッパ主要国との比較分析を行うとともに、各国立大学の授業料水準の動向や、明治期から現在に至るまでの授業料水準に関わる時系列的分析、授業料が大学財務経営に与える影響の検討などを行い、日本の高等教育行政政策、大学経営財務に関して有効な知見を得ようとするものである。		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
								<p>本年度は、国立大学授業料の時系列分析について、戦後の推移とその変動のもとになった国会審議過程の議事録や関連資料の収集を進め、一次的な情報の整理を行った。また、①で先述したとおり、平成20年12月～平成21年2月にかけて、全国立大学の学長、財務担当理事、学部長を対象にアンケート調査を実施し、授業料制度と学内の学生支援制度に関する現状と将来的方向性などに関する設問への回答を得た。このアンケートの結果については、平成21年度に報告を行う。そして、弘前大学を訪問して、授業料の設定幅に対してどのように対応しているかを調査した。さらに、平成20年11月には、米国ミシガン州政府、州下院予算局及び州立大学を訪問し、州立大学における授業料水準の最近の動向やその決定メカニズムなどについて調査を行った。これらを踏まえて4回の研究会を開催し、議論を深めた。なお、授業料は公財政支援と並ぶ大学の主要な収入源であり、これらは基盤的教育研究活動を支える財源となるため、①の基盤的教育研究経費に関する研究と有機的に関連づけたアプローチを採用している。</p>		
<p>② 高等教育財政に関連する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。</p>	<p>② 高等教育財政に関連する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。本年度は、米国、英国、中国を中心に諸外国の大学財政について調査を行い、大学の予算獲得及びその配分について日本との比較研究を進める。</p>	<p>③大学の予算獲得及びその配分についての日米の比較研究状況及び研究成果の公開の状況</p>					<p>○高等教育機関設置形態に関する国際比較研究 国立大学の法人化後5年が経過し、第1期中期目標期間の最終事業年度を向えようとしている。この重要な時期に際して、現行法人制度の国際的見地からみた位置づけを確認し、今後の制度的発展に向けた議論に資するため、平成21年1月に先導的の大学改革推進委託事業を受託し、米国、英国、ドイツ、フランス、オーストラリア、中国、韓国と我が国との比較を通じた大学の設置形態に関する調査研究に着手した。この調査計画は、平成21年度を含めた2年度にわたるものとなっており、平成20年度については、調査対象国を韓国とし、研究を進めた。具体的には、有識者で委員会を構成し、2月に韓国の高等教育の現状を確認する会議を開催し、3月には現地調査を実施した。現地調査については、ソウル大学、高麗大学、韓国教育開発研究所（KEDI）への訪問を行い、その成果を報告書にまとめた。具体的には、有力大学のソウル一極集中の実態、国公立別の大学が持つ法律上の権限や義務、政府の規制権限、公的大学の法人化の現状などを調査し、最新の情報を得ることができた。</p> <p>さらに、この調査研究は平成21年度も継続するため、その予備調査として、平成21年3月にドイツ・バイエルン州高等教育研究・計画研究所を訪問し、バイエルン州における高等教育機関の設置形態、根拠法、政府との財政関係、所管権限などを調査するとともに、平成21年度の本格調査に向けた訪問調査先などの情報を収集した。なお、平成21年度はフランス、ドイツ、オーストラリアへの訪問調査、米国、英国、中国に関する文献調査、国内の国立大学、公立大学、私立大学への訪問調査、有識者との意見交換などを通じて、継続的に研究を進める予定である。</p> <p>○米国における州立大学の財政・財務に関する調査・研究 平成20年度は、米国ミシガン州政府、州下院予算局及び州立大学を訪問し、州立大学への予算決定過程や授業料決定モデルなどについて調査を行った。同州は大学の自治権が強いことで特に有名であり、行政府と大学を仲介する有力な機関はなく、また行政府内にも高等教育を監督する部署を持たない。予算等の折衝は、議会と大学システムの直接交渉によりほぼ決まると言ってもよく、その意味で議会予算局の高等教育担当部署が議会への情報提供や大学との仲介役として大きな役割を担う。こうした特徴を踏まえて、大学側が議会に対してどのような根拠を示しつつ、予算獲得のための折衝を進めているかといった点を中心に研究を進めた。また、自動車産業に依存している同州財政の危機感と高等教育への影響もあわせて情報収集を進めた。こうして得られた知見については、平成19年度に調査を行ったテネシー州、ニューヨーク州、カリフォルニア州の調査結果との比較分析を行い、平成21年度に論文を発表する予定である。政府側の統制権と大学側の裁量、およびその仲介機関の役割に関する分析結果は、日本の国立大学法人制度における財政的ガバナンスの位置づけを確認するのに、大いに有用であると考えられる。</p>			

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
								<p>なお、平成20年11月に米国高等教育研究学会第33回大会（開催地：フロリダ州ジャクソンビル）に参加し、日本の国立大学法人制度の導入結果に関する発表を行うとともに、米国の研究者から研究上有益なコメントをもらうことが出来た。具体的には、国立大学がとった法人化後の類型別行動について、資源依存論的なアプローチから説明が可能である旨、示唆を受けた。さらに、この学会への参加を通して、米国の高等教育財政および個別機関の財務管理の課題について、情報を入手し、また研究人脈の拡大を図った。</p> <p>○英国における大学の財政・財務に関する調査・研究 平成20年度は、高等教育機関への施設整備費に関する資金配分およびマネジメントについて、英国との比較研究をまとめ、平成20年5月にその成果を公表した。また、平成19年度に英国ノッティンガム大学から招へいた外国人研究員（客員教授）（マーガレット・ウッズ氏）との共同研究を進め、その成果を平成20年9月に「第5回公共部門改革における会計・監査・マネジメントに関する国際会議」（開催地：オランダ・アムステルダム）で発表した。具体的には、理工系研究大学、研究総合大学、地方総合大学の3類型について、日本と英国の類似機関を抽出し、その内部予算制度の仕組みを詳細に相互比較したものである。公的資源への依存度や両国の組織文化の違いから、制度の相違に関する説明を試みたもので、参加各国の研究者から今後の研究に対する有益な示唆を得た。なお、当該客員教授は平成21年3月に再来日し、意見・情報の交換を進めるとともに、今後継続していく共同研究の方向性について合意した。 また、英国の高等教育機関に普及している原価計算手法（TRAC）の活用方策については、平成20年度の調査・収集した情報をもとに、引き続き研究を進めた。</p> <p>○中国の高等教育財政に関する調査・研究 中国の高等教育財政の現状については、平成20年5～7月にかけて、北京大学教育学院から外国人研究員（客員教授）を招へいし、3か月にわたり共同研究を進めた。中国が政策的に進めた、銀行の協力のもとに行われた高等教育の拡大について、その経過と結果の詳細な分析が行われ、平成20年7月に講演会でその成果が発表された（平成21年度に論文として公表される予定である）。また、平成21年1月に開催した国際シンポジウムにおいて、北京大学中国教育財政科学研究所長を招へいし、近年の中国国立大学への資金配分メカニズムの変更、学生支援政策の転換、今後予定されている中長期計画の内容などについて情報提供を受け、研究交流を行った。</p> <p>○その他の国際研究交流 平成20年6月に、デンマークにおいて大学を所管する科学技術イノベーション省への訪問調査及びオーフス大学デンマーク科学技術研究政策研究センターへの訪問調査を行い、デンマークの高等教育に対するファンディング・システム改革について、配分メカニズムの詳細や研究資金配分基準の見直しなどに関する情報収集と意見交換を行った。 平成20年9月には、「第5回公共部門改革における会計・監査・マネジメントに関する国際会議」（開催地：オランダ・アムステルダム）において、日本の政府会計における二重性（中央省庁と国立大学法人・独立行政法人の会計の差異と問題点）について研究成果を発表した。</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
<p>③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析を通じて、国立大学法人の財務・経営に関する比較分析を以下の計画により行い、関係者の参考に供する。</p> <p>平成16年度 予備的検討 平成17年度から平成19年度 資料収集及び分析 平成20年度 報告書に取りまとめ、関係者の参考に供する。</p>	<p>③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料を収集し、平成19年度の国立大学法人の財務・経営に関する現状分析及び過去4年間の時系列比較分析を行う。</p>	<p>④比較分析の予備的検討の実施状況</p>						<p>○関係資料の収集 「国立大学の財務 平成20年度版」の刊行に関連して、平成19年度の国立大学法人の財務諸表及びその他財務資料（予算、収支計画、及び資金計画など）を収集した。</p> <p>○国立大学法人の財務・経営に関する分析 収集した財務諸表等の分析について、「国立大学の財務」の取りまとめ方針を検討する会議（国立大学法人財務分析研究会）における検討と併行して、編集の枠組み及び財務・経営に関する分析指標としての指標群（財務の健全性・安定性、活動性、発展性、効率性及び収益性）の研究開発を前年度から継続して行った。 具体的には、国立大学法人法等によって公表が義務付けられている貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、業務実施コスト計算書及び附属明細書から得られる財務情報等の特質について検討するとともに、国立大学法人の規模、構成等の特性に応じて相互に財務・経営状況を比較できるようグループ分けを前年度までと同様に行った。そして、予算・決算分析については、国立大学法人全体、特性別区分／規模別区分グループ及び個別大学について実施した。 特に今年度新たに追加した分析としては、次のようなものがあげられる。まず、財務諸表が4年度分揃ったことにより経年比較分析を実施したこと。次に、臨床系教員の人件費が勤務実態に即して附属病院セグメントに配賦されたため、附属病院のコスト情報が充実されたことなどを受けて、分析指標の拡充を図ったこと。また、年度間の変動が大きい退職手当の影響を除いた人件費分析ができるように、指標の改定を行ったこと。さらに、国立大学の損益計算書を企業会計ベースに直した場合の損益状況の試算、レーダーチャートを用いた財務分析方法の例示、臨床系教員人件費を附属病院セグメントに配賦した際の影響度、法人化後の国立大学の財源多様化の動向分析なども、利用者のニーズを考慮して追加した。こうした成果については、「国立大学の財務 平成20年度版」を平成21年3月に刊行し、その刊行記念セミナーも開催した。 なお、こうした研究成果を踏まえた専門的見地からの支援として、平成19年度に収集したデータに基づき、平成20年10月に行われた社団法人国立大学協会主催「マネージメントセミナー」において講師を務めた。</p>		
<p>④ OECDのIMHE（高等教育機関マネージメント）事業に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深める。</p>	<p>④ OECDのIMHE（高等教育機関マネージメント）事業に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深める。</p>	<p>⑤IMHE事業の参加及び内外の関係機関との交流協力の状況</p>						<p>○OECDのIMHE（高等教育機関マネージメント）事業への参加等 平成20年5月に、フィンランド・ヘルシンキで開催された高等教育機関における施設マネジメントに関するIMHE会議に参加し、各国の施設整備の状況について情報交換を行った。また、平成20年6月には、アイスランド・レイキャビックで開催されたIMHE会議に参加し、各国における「大学の規模」と財政・経営の問題について研究交流を行った。 また、平成21年3月には、グローバル化に直面する欧州大学の戦略をテーマにチェコ・プラハで開催されたEUA（欧州大学協会）の2009年会合に参加し、欧州高等教育圏構想（ボローニャ・プロセス）の進捗、大学の役割の多様化に対する分析方法や財務的持続可能性を担保するための会計システムなどについて、欧州の大学管理者、研究者、コンサルタント等と幅広く意見交換を行い、情報を収集した。</p> <p>○諸外国の高等教育機関との研究交流等 平成19年10月にフィンランドのタンペレ大学と共催した国際シンポジウム「フィンランドと日本の大学改革」の成果をとりまとめ、『University Reform in Finland and Japan』として同大学出版局から平成20年5月に刊行した。内容的には、両国の大学改革の進展を概観した上で、ガバナンス、財務、評価などのテーマごとに、政府の政策展開および個別大学の取り組み等の紹介を行っている。 さらに平成21年1月に、アメリカ、ポルトガル、デンマーク、オーストラリア、中国から高等教育研究者及び実務者を招聘し、「高等教育の改革とその結果」をテーマにシンポジウムを開催した。このシンポジウムを通じて各国の高等教育関係者とのネットワークを強化することができた。</p> <p>○外国人研究員（客員教授）の招聘 平成20年度は外国人研究員（客員教授）として、中国から北京大学教育学院准教授の鮑威氏を招聘した。招聘期間中に講演会での報告を行い、今後、論文を執筆の予定である。</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
⑤ 調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するため、高等教育財政・財務研究会を年5回程度、シンポジウムを年1回、講演会を年2回程度開催し、また、研究紀要を年1回、研究報告などを随時刊行する。	⑤ 調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するため、高等教育財政・財務研究会を5回程度、シンポジウムを1回、講演会を2回程度開催し、また、研究紀要を1回、研究報告などを随時刊行する。	⑥ 高等教育財政・財務研究会、シンポジウム、講演会の開催及び研究紀要、研究報告の刊行状況						<p>○高等教育財政・財務研究会 高等教育財政・財務研究会は、参加者のニーズに応じて適時適切な内容を設定し、かつ土曜日開催として参加しやすくするなど工夫して実施しており、その評価は高く、今後も引き続き時宜を得た内容を提供していく予定である。本年度は、国立大学と社会の関わりを主なテーマに、平成20年5月10日、7月26日、10月4日、11月29日、12月20日に計5回開催した。</p> <p>○シンポジウム 外部の研究者等からの知見等を得ることなどを目的として毎年シンポジウムを開催している。平成20年度については、過去20年以上にわたり、政府の規制緩和、ガバナンスの变革、ニューパブリック・マネジメントの導入などを通して世界的に進められた高等教育システム改革の結果を、先進各国の経験から話し合うため、平成21年1月26日に「高等教育システムの改革とその結果」をテーマに開催した。具体的には、米国、ポルトガル、デンマーク、オーストラリア、中国から国際的に著名な研究者と実務家を招聘し、当センターの教育研究職員を交えて、研究交流を行った。 なお、このシンポジウムとは別に、平成21年3月25日に、「国立大学の財務 平成20年度版」の概要と分析結果を説明するためセミナーを開催している。</p> <p>○講演会 海外における高等教育の財政・財務に関する最新状況を捉えるため、外部の研究者や本センターの外国人研究員（客員教授）による講演会を年2回程度開催している。平成20年度は、7月15日に「大拡張期における中国の大学の財務特性と銀行融資」をテーマに、外国人研究員（客員教授）の鮑威氏による講演会を開催した。また、9月1日には、テネシー州高等教育委員会リサーチディレクターの柳浦猛氏を招聘し、テネシー州での具体例を中心に、アメリカ州政府におけるコスト・シェアリング政策に関する講演会を実施した。さらに、10月6日には、米国高等教育管理者協会(SHEEO)から理事長のポール・リングフェルター氏及び分析担当課長のハンス・ロランジュ氏を招聘し、当センターと共同で実施した米国州立大学の予算配分調査研究の成果について講演会を開催した。</p> <p>○研究紀要 センターの専任教員及び客員教員の研究論文を中心として研究紀要を刊行しており、平成20年度は平成20年6月に『大学財務経営研究』（第5号）を刊行した。また、国立大学法人化の内容とその結果に関して、『Japanese National University Reform in 2004』を研究紀要特別号として、同月に刊行している。</p> <p>○研究報告等 平成19年度にフィンランドのタンペレ大学と共同で行ったシンポジウムの内容については、先述のとおり平成20年5月に『University Reform in Finland and Japan』として、タンペレ大学出版局から書籍を出版した。また、平成21年1月の国際シンポジウムの内容についても、『高等教育システムの改革とその結果 報告書』として、平成21年3月に刊行している。さらに、英国の高等教育機関で導入されている原価計算手法（TRAC）について、そのマニュアルの翻訳作業を終了し、刊行した。基盤的教育研究経費に関する歴史的経緯についても、調査成果として報告書をまとめた。</p> <p>○基盤的調査研究の成果 その他各専任教育研究職員の基盤的調査研究の成果は業務実績報告書（資料編）資料7のとおりである。</p> <p>○社会貢献 高等教育財政・財務に関連して文部科学省等の審議会・研究会に学識経験者として次のとおり参加し、社会貢献の役割を積極的に果たした。 山本 清 文部科学省国立大学法人評価委員会臨時委員 丸山 文裕 文部科学省中央教育審議会専門委員 水田 健輔 文部科学省委託事業「国立大学法人等施設PFI事業のモニタリング等にかかる有識者会議」委員</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
<p>5 セミナー・研修事業の開催・実施 各国立大学法人等が法人化の趣旨に沿って、その機能を有効に発揮できるよう、管理者層・幹部層の経営面に関する能力の向上が急務である。このため、社団法人国立大学協会と密接に連携しつつ、受講対象者を企画段階から参画させた企画委員会を作り、意向を十分踏まえた上で、以下のセミナー・研修事業を計画的に開催、実施し、国立大学法人の役員、幹部教職員等の経営面に関する能力と専門性の涵養、向上に寄与する。 セミナー・研修事業の実施に際しては、毎年度平均で参加者の8割程度が満足するよう努め、アンケートの結果は毎年度の事業の企画に反映させ、参加者のニーズに対応した内容の充実を図る。 なお、本セミナー・研修事業は、平成19年度以降は実施しない。</p>										
<p>① 大学トップマネジメントセミナー 国立大学法人等の役員等が、国立大学法人等のマネジメントについて、的確な情報と専門的助言を得ることを目的に、毎年1回程度実施する。</p>										
<p>② 大学財務・経営セミナー 国立大学法人等の事務局長等幹部職員が、国立大学法人等の財務・経営についての的確な情報と専門的助言を得つつ、国立大学法人等の経営能力を涵養することを目的に、毎年1回程度実施する。</p>										
<p>③ 大学職員スキルアップ研修 国立大学法人等の課長、係長等に対し、財務管理に関する専門的知識・技術の向上を図ることを目的に、計画的、段階的に毎年1回程度実施する。</p>										

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
6 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供	5 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供	国立大学法人等の財務・経営の改善に関するための情報提供の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定					左記の事業について、下記のとおり実施した。	A	○情報提供が着実に実施された。 ○メールマガジンの発刊が頻繁に行われており、ハンドブックの配布なども含め着実な情報提供が行われている。
① 財務・経営に関する調査研究で得た成果を随時国立大学法人等に提供する。	① 財務・経営に関する調査研究-1で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。 (年度計画①)	①-1調査研究の成果の提供状況						○財務・経営に関する調査研究成果の提供 本年度は、財務・経営に関する調査研究の成果物として「大学財務経営研究第5号」を刊行し、国立大学法人等へ配布するとともに、本センターの協議会・研究会においても配布した。 また、本センターホームページへ電子媒体(PDF)で掲載した。 <<配布件数：386冊(平成21年3月末現在)>> ○「国立大F&Mマガジン(メールマガジン)」の発刊 本センターの情報提供活動の一環として、各種事業イベント案内、文部科学省からの情報、大学における経営実績レポート、経営相談Q&A情報等をタイムリーに提供することを目的に平成18年5月より「国立大F&Mマガジン」を月1回程度発刊している。 (本年度実績13回) また、バックナンバー等をホームページに掲載するとともに、読者の関心の高い特別寄稿等については別途閲覧可能とするなど、広く普及に努めている。 <<配布件数：2,556冊(平成21年3月末現在)>> ○「国立大学の財務」(平成20年度版)の刊行・提供 本年度は、各国立大学法人の平成19事業年度財務諸表等の集計・分析結果を取りまとめた「国立大学の財務」(平成20年度版)を平成21年3月に刊行し、国立大学法人等に提供した。 <<配布件数：710冊(平成21年3月末現在)>> なお、国立大学法人の財務担当者等を対象に、「国立大学の財務(平成20年度版)刊行記念セミナー」を平成21年3月に開催し、「国立大学の財務」について、研究部の教員から詳細に解説した。		
	① 国立大学法人の決算に基づいた財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を国立大学法人に提供する。 (年度計画③)									
② 国立大学法人等に対し、マネージメントの参考資料として、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックを平成16年度の早期に作成、配付し、随時その内容の更新・充実を図る。	② 国立大学法人等に対し、マネージメントの参考資料として作成・配布した、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックについて、随時その内容の更新・充実を図る。 (年度計画②)	②財務・経営に関するガイドブックの作成・配付状況						○「国立大学法人経営ハンドブック」の作成・配布 「国立大学法人経営ハンドブック第3集」について、より広く一般に情報提供し、その活用の促進を図るため、一部改訂を図ったうえで当センターホームページに掲載した。 また、更なる内容の充実を図るため、追録第10章「大学への寄付金・募金」を平成21年3月に刊行し、各国立大学法人等の各機関へ送付した。 <<配布件数：1,034冊(平成21年3月末現在)>>		
③ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを毎年1回程度開催する。	③ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを1回程度開催する。 (年度計画④)	③説明会・シンポジウム・講演会の開催状況						○「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」の開催 国立大学法人等における財務・経営に関する情報の提供・交流のために、国立大学法人の財務担当部長及び財務担当課長を対象にした「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」を平成20年5月に開催し、文部科学省からの財務管理等に関する情報提供、国立大学法人の財務に関する課題処理等、事例紹介を行うなど情報提供・交流を行った。		
7 財務・経営の改善に関する協力・助言	6 財務・経営の改善に関する協力・助言	財務・経営の改善に関する協力・助言の状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定					左記の事業について、下記のとおり実施した。	A	○財務・経営の改善に関する協力・助言が着実に行われた。 ○勉強会や研究会が着実に開催されているほか、メーリングリストによる協力・助言が効果的である。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
① 国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。	国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。	財務・経営に関する共通課題の処理実績の収集・情報提供及び経営相談などの協力・助言の実施状況						<p>○実務の現場で活躍する各国立大学法人等の部・課長等を、経営相談室の財務経営支援研究会もしくは病院経営支援研究会の調査・相談員として委嘱し、それぞれの研究会において、国立大学法人等の現場で直面している問題の解決や業務の改善に資するため、先進事例の収集、国立大学法人等の職員自ら企画・実施する勉強会の開催等の活動を展開した。 『財務経営支援研究会調査・相談員 19名 病院経営支援研究会調査・相談員 21名』（平成20年5月1日委嘱時）</p> <p>○財務経営支援研究会 ①取組事例の情報提供 各国立大学法人の先進事例等の取組事例を取りまとめ、情報提供することを目的に、実績報告書からの抽出作業を行い、「平成19事業年度国立大学法人財務・経営に関する取組事例」としてホームページに掲載した。 さらに、その中から5つの事例について調査・相談員による訪問調査を行い、調査結果について取りまとめた。 調査概要については、平成21年度早々に情報提供する予定である。</p> <p>②アンケート調査の実施 各国立大学法人において今後の業務に資する情報となることを目的とし、調査・相談員等の協力のもと大学経営における先進的取り組みに関するアンケート（資金運用・宿舍）を、各国立大学法人を対象に実施し、73大学より回答を得た。 調査結果については定量的データに加工し、回答をいただいた国立大学法人へ、平成21年度早々に情報提供する予定である。</p> <p>③第2回国立大学法人若手職員勉強会の開催 経営相談事業の一環として、国立大学等の経営向上及び継続的な発展を支援することを目的として、国立大学法人等の若手職員を対象とした勉強会を開催した。 国立大学法人理事の基調講演、事例研究・グループワーク・分科会・発表等の内容で現場職員の目線で企画・構成され、活発な議論等が行われた。 さらにフォローアップとして、分科会等の討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載するとともにその成果をリーフレット「国立大学職員の目指すべき方向」に取りまとめた。 『開催日：平成20年11月17日～18日 参加者数等：国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校機構、国立大学協会、文部科学省151名』</p> <p>④国立大学法人係長クラス勉強会の開催 経営相談事業の一環として、実務面でのリーダーとして一層の資質向上及び企画力・判断力を備えることが重要である国立大学法人等の係長クラスを対象とした勉強会を今年度初めて開催した。 私立大学教授による基調講演、グループワーク・全体討議といった内容で現場の係長自らが企画・構成し、活発な議論等が行われた。 さらにフォローアップとして、グループワークの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。 『開催日：平成21年2月24日～25日 参加者数等：国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校機構 84名』</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
								<p>○病院経営支援研究会</p> <p>①取組事例の情報提供 各国立大学附属病院の先進事例等の取組事例を情報提供するため、各国立大学附属病院より先進事例等について推薦いただき、取りまとめた結果を情報提供した。 さらに、取りまとめた事例の一部について調査・相談員による各国立大学附属病院への訪問調査を行い、調査結果について取りまとめた。 調査概要については、平成21年度早々に情報提供する予定である。</p> <p>②契約手法改善ワークショップの開催 各国立大学附属病院における契約手法の改善・効率化の促進、最新情報の提供と情報の共有化を目的として、国立大学附属病院の契約担当者を対象としたワークショップを開催した。 民間研究所の研究員による講演、公立病院及び私立大学病院の職員や民間コンサルタントの協力・助言を受けながらの分科会・グループワーク・全体討議といった内容で契約担当職員自らが企画・構成し、活発な議論等が行われた。 『開催日：平成20年7月28日～29日 参加者数等：国立大学附属病院 104名』</p> <p>③第2回国立大学附属病院若手職員勉強会の開催 経営相談事業の一環として、モチベーションの向上、スキル向上、人脈ネットワークの構築等、国立大学附属病院の活性化を目的として、国立大学附属病院の若手職員を対象とした勉強会を開催した。 病院事務部長からの基調講演、パネルディスカッション・ワークショップ・発表・全体会といった内容で病院の若手職員が企画・構成し、活発な議論等が行われた。 さらにフォローアップとして、各ワークショップの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。 『開催日：平成20年11月25日～26日 参加者数等：国立大学附属病院、文部科学省 109名』</p> <p>④医事ワークショップの開催 各国立大学附属病院において、病院収入確保上からも重要である医事業務について、現場実務での課題・事例に基づく情報の共有化を目的として、国立大学附属病院の医事担当者を対象としたワークショップを今年度初めて開催した。 私立大学病院職員からの基調講演、ワークショップ・発表及び全体討議といった内容で医事担当職員が企画・構成し、活発な議論等が行われた。 さらにフォローアップとして、ワークショップの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。 『開催日：平成21年2月12日～13日 参加者数等：国立大学附属病院、文部科学省 63名』</p> <p>○経営相談等 若手職員勉強会（財務経営・病院経営）、（病院経営）契約手法改善ワークショップ参加者、医事ワークショップ参加者によるメーリングリストを作成し、相談、情報提供、情報交換等に活用した。 ・勉強会メーリングリストの活用による相談等件数 164件 『財務経営 11件 病院経営 153件』 ・契約手法改善WS・医事WSメーリングリストの活用による相談等件数 82件 『契約WS 78件 医事WS 4件』</p> <p>○専門家と経営支援に係る打合せ 経営相談事業の充実を図るため、経営相談室において、民間企業等の専門家と経営支援に係る内容について意見交換等を行った。</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
② 国立大学法人等において不用となった教育研究用機器の有効活用を促進するための情報提供システム「教育研究用機器リユース（再利用）情報提供システム」の管理運営を行う。 また、システムの活用が図られるよう、利用促進のPRに努め、成功事例の紹介等を積極的に行う。 なお、本教育研究用機器リユース（再利用）情報提供システムの管理運営は、平成19年度以降は実施しない。										
8 大学共同利用施設の管理運営 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。 それぞれの施設の設置目的を考慮しつつ、全体として7割程度の稼働率の達成を目指し、有効利用が図られるようにする。 また、利用者のうち、毎年度7割程度以上（任意抽出調査）の利用者が満足するよう、各種サービスの質的向上に努める。	7 大学共同利用施設の管理運営 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。 それぞれの施設の設置目的を考慮しつつ、有効利用が図られるようにする。また、利用者のうち、7割程度以上（任意抽出調査）の利用者が満足するよう、各種サービスの質的向上に努める。	大学共同利用施設の管理運営の実施状況 （下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）	委員の協議により評価を決定					○大学共同利用施設の有効利用（稼働率の向上） 大学共同利用施設の利用促進については、稼働率の向上をめざし、引き続き会議室等に係る利用案内の窓口配布、当センター主催の会議等の機会に宣伝及びパンフレットの配布、メルマガにおいて周知する等PRに努めている。 平成20年度の全体稼働率は、81.9%（前年度79.5%）となっている。 ○サービスの向上（満足度の向上） 利用者の満足度を高めるため、会場設営サービス及び食事等のサービス業者の紹介を行い、サービスの向上に努めている。 また、利用者の満足度を把握するため、可能な限りアンケート調査を実施しており、利用者のほぼ全員から満足しているとの結果を得ている。 一方、音響映像機器等の改善要望や機器付属品の減耗があったことから、機器等の更新を行った。	A	○大学共同利用施設の管理運営が着実に実施された。 ○全体稼働率が8割を超え、順調に稼働率を伸ばしている。 ○学術総合センター共用会議室角運営については、DMの発送など毎年積極的なPR活動により、稼働率も向上しているが、更なる工夫により、一層の利用促進が望まれる。
① 学術総合センター共用会議室の管理運営 学術・高等教育に関する会議・講演会・研修会等を開催する場としての「学術総合センター共用会議室」の管理運営を行う。 施設利用の促進を図るため、次のサービスの向上等を行う。 ア) 会議室等に係る案内書を作成・配布 イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスを充実 ウ) 施設利用に伴う会場設営等のサービスを、求めに応じて提供する。 エ) 業務の外部委託の促進	① 学術総合センター共用会議室の管理運営 学術・高等教育に関する会議・講演会・研修会等を開催する場としての「学術総合センター共用会議室」の管理運営を行う。 施設利用の促進を図るため、次のサービスの向上等を行う。 ア) 会議室等に係る案内書を作成・配布 イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスを充実 ウ) 施設利用に伴う会場設営等のサービスを、求めに応じて提供する。 エ) 業務の外部委託の促進	①稼働率やアンケート結果と参考としつつ、学術総合センター共用会議室の管理運営の実施状況						○学術総合センター共用会議室等の管理運営 学術総合センター共用会議室の適切な管理運営の実施や施設利用の一層の促進を図るために、これまで同様に会議室等に係る利用案内の窓口配布等の継続に努めるとともに、会場設営サービス等も引き続き提供した。さらに今年度は学術総合センター2階フロアのカーベットの張替、映像音響機器点検保守などを行い、快適に利用いただけるようサービスの向上に努めている。 また、平成18年度より会議室予約管理システムの導入に伴う管理業務全般の外部委託を実施し、引き続き入金管理の強化及びシステムの運用を含めた利用サービスの向上に努めている。 ○施設利用の促進（稼働率の向上） 平成20年度の稼働率は、41.2%（前年度35.4%）となっている。 平成20年度は、これまでの取組に加え、平成20年5月に会員数500名以上の学会へのDMの発信（552通）、平成20年8月にGoogle検索サイトでヒットするようにMETAタグを設定、平成20年11月には200名以上の学会、会議コーディネイト会社、大学共同利用機関法人の設置する研究所及び認証評価機関へDMを発信（1221通）した。さらにパンフレットについてもリニューアルと配布等PRに努めた。 また、平成20年9月にアンケート書式の変更を行い、リピーターの発掘に努めている。		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営 社会人を対象としたサテライトキャンパス、企業関係者等との連携・協力等を行うリエゾンオフィス等を有した地域社会への貢献や産学官連携・情報発信の拠点となる「キャンパス・イノベーションセンター」の管理運営を行う。 また、施設利用の促進等を図るため、ホームページ等を活用しPRを行うとともに、事務の効率化を図るため、その業務については積極的に外部委託を行う。	② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営 社会人を対象としたサテライトキャンパス、企業関係者等との連携・協力等を行うリエゾンオフィス等を有した地域社会への貢献や産学官連携・情報発信の拠点となる「キャンパス・イノベーションセンター」の管理運営を行う。 また、施設利用の促進等を図るため、ホームページ等を活用しPRを行うとともに、事務の効率化を図るため、その業務については積極的に外部委託を行う。	⑤ キャンパス・イノベーションセンターの管理運営の実施状況						○ キャンパス・イノベーションセンターの管理運営 キャンパス・イノベーションセンターの適切な管理運営の実施や施設利用の一層の促進を図るために、引き続き会議室等に係る利用案内の関係機関等への配布によるPRに努め、平成18年度からの会議室予約管理システムの本格稼働によるサービスの向上に努めている。 また、キャンパス・イノベーションセンター東京地区専用ホームページ（平成18年度開設）及び、キャンパス・イノベーションセンター大阪地区専用のホームページ（平成19年度開設）では、各種イベント情報、活動情報等、情報発信の強化に努めた。 なお、キャンパス・イノベーションセンター管理運營業務については、『「独立行政法人国立大学財務・経営センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案（平成18年12月15日 文部科学省）」に基づき、平成21年3月をもって、廃止した。 また、保有する施設については、平成21年4月以降、当該施設の売却や他機関等への移管までの間、センターで引き続き所有し、経過措置として国の要請に基づき東京工業大学と大阪大学へ必要な貸付を行こととした。 ○ 施設利用の促進（稼働率の向上） 平成20年度の稼働率は、東京地区は92.1%（前年度91.6%）、大阪地区は80.4%（前年度76.4%）、全体としては88.0%（前年度86.3%）となっている。 また、平成20年度専有スペース利用率は、東京地区は100%を達成しており、大阪地区についても当該年度に新規契約を行い、100%を達成した。		
9 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築	8 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築	国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築の実施状況 （下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）	委員の協議により評価を決定					左記の事業について、下記のとおり実施した。	A	○ 国立大学法人財務・経営情報提供システムの供用を着実に実施している。 ○ データの追加もあり、着実な利用が見られる。
① 国立大学法人財務・経営情報提供システムを平成18年度までに構築し、平成19年度から供用を開始する。	① 国立大学法人財務・経営情報提供システムの供用を行う。	① 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築及び供用に向けた取組状況						○ 本年度は、昨年度供用を開始した本システムについて、各国立大学法人等の経営改善の検討に資するため、平成19年度決算データの整理・追加等を行い、平成21年3月より追加データを含めた供用を開始した。 現在、78大学、4大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構、（社）国立大学協会が利用登録している。 また、各国立大学法人等では、決算時期や国立大学法人評価委員会へのヒアリング実施時期に分析を行っていることから、データ更新のお知らせを「国立大学の財務」の配布と同時期に行い、利用を促した。		
② 当該システムの構築に当たっては、委員会を開催する等国立大学法人関係者との連携・協力を図りつつ行う。	平成19事業年度計画なし 平成20事業年度計画なし	② 国立大学法人関係者との連携・協力の実施状況								
10 旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。 なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。	9 旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。	旧特定学校財産の管理処分の実施状況 （下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）						左記の事業について、下記のとおり実施した。	A	○ 旧特定学校財産の管理処分が着実に実施された。 ○ 広島大学本部地区跡地については不可抗力ともいえるが、引き続きの検討に期待したい。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
① 大阪大学医学部等跡地及び広島大学本部地区跡地 地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。	① 広島大学本部地区跡地 地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。	①大阪大学医学部跡地及び広島大学本部地区跡地の処分に向けた取組状況						○広島大学本部地区跡地の状況 本年度は、広島大学本部地区跡地については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」（以下、プロジェクトという）により、その利用が図られることとなっているが、プロジェクトの選考委員会で選定した事業予定者から撤退の申し出があったため、広島市及び広島大学は、事業予定者間で締結していた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」の推進に関する協定を解除した。広島市及び広島大学は、プロジェクトの応募要項の規定に基づき、次点の事業予定者と「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」事業に関わる協議を開始したが、その後、次点の事業予定者からの協議中止の申し出が、広島市及び広島大学に対して行われた。 現在、広島市及び広島大学においてプロジェクトの基本的な考え方である「知の拠点」を実現するため、事業スキームの再構築を検討しているところであり、平成21年年7月末までに実施計画を策定する。広島市及び広島大学から提示される予定である。センターにおいては、広島市及び広島大学との協議も含め、今後も処分の促進に努めることとしている。		
② 東京大学生産技術研究所跡地文化庁に対し国立新美術館建設用地として貸付を継続しつつ、早期売却の実現を図る。	② 東京大学生産技術研究所跡地独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。	②東京大学生産技術研究所跡地の売却に向けた取組状況					○東京大学生産技術研究所跡地の状況 昨年度に引き続き、平成20年4月に、国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館と賃貸借契約を締結した。 同法人への跡地売却については、本年度、同法人に国立新美術館用地の分割購入に係る予算として78億円が措置されたことから、平成20年4月に、同法人と土地持分売買契約を締結し、センターが所有する土地持分の所有権を一部移転した。また、これに伴い、センターが所有する未売却の持分を国立新美術館用地として使用するため、土地使用契約を締結した。 なお、平成21年度については、同法人に跡地に係る購入経費として68億円が予算措置されており、同法人と売買契約を締結し、所有権の一部移転を行う予定である。			
11 承継債務償還 国から承継する旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。	11 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）738億円の償還及び当該債務に係る199億円の利子の支払いを確実に行う。	承継債務の確実な徴収及び償還に向けた取組状況	委員の協議により評定を決定					○承継債務償還の状況 センターは、旧国立学校特別会計の財政融資資金からの長期借入金（債務）を一括して承継しており、センターと国立大学法人との間で締結した協定書に基づき、国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、本年度は738億円の償還及び当該債務に係る199億円の利子の支払いを行った。 ○具体的手続き 協定書に基づき、前年度に「平成20事業年度における債務負担額について」の通知を各国立大学法人に送付し、納付期限の数日前に、センターからeメールで各国立大学法人へ連絡を行い、償還についての確認を実施した。その後、各国立大学法人から納付される金額を徴収するとともに、国に対して承継債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いを実施した。 また、平成21年度の債務償還のため、「平成21事業年度における債務負担額について」の通知を各国立大学法人に送付した。	A	○計画通りに財政融資資金に償還されていることは評価できる。 ○納付期限前の各大学への連絡など、償還推進に当たってのきめ細やかな配慮が見られることも評価できる。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画【評価 A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 期間全体に係る予算略 2 期間全体に係る収支計画略 3 期間全体に係る資金計画略	1 平成19年度に係る予算略 2 平成19年度に係る収支計画略 3 平成19年度に係る資金計画略	適正な予算の執行状況						○本年度も適正な予算の執行を行った。	A	○適切な予算執行が行われたことは評価できる。
4 自己収入の確保	4 自己収入の確保	自己収入の確保についての状況 (以下の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評価を決定					自己収入の確保について、下記のとおり実施した。	A	○着実な自己収入の確保が図られた。 ○キャンセル料の見直しなど、努力されている。 ○来年度からキャンパス・イノベーションセンター収入がなくなるため、自己収入の確保に一層の努力が望まれる。
① 大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。	大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。	①適正な利用料の徴収及び利用率向上に向けた取組状況						<p>○大学共同利用施設に係る収入 学術総合センターの共用会議室については、平成20年4月に利用規則の改正を行い、休日における利用促進のため休日割増料金を廃止し、利用日直前におけるキャンセル防止の観点から、キャンセル料の見直しを行った。</p> <p>また、大学共同利用施設については、学会へのDM発送など利用促進のための広報活動の充実等により、以下のとおり各施設ともその貸付料収入が増収となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術総合センターの共用会議室 103,036千円(94,773千円) ・キャンパス・イノベーションセンター東京 131,929千円(126,011千円) ・キャンパス・イノベーションセンター大阪 41,108千円(35,153千円) <p>※ () 書は平成19年度の実績。</p> <p>○その他(寄附金による収入) 三菱UFJ証券より平成20年8月に、センター事業に対する寄附金として、50万円の寄附の申し出があり、同月末これを受け入れた。</p> <p>また、今後も寄附金の受入れを促進するため、ウェブサイトにて寄附金の募集に関するページを設け、寄附者に対する税制上の優遇措置に関する説明などを掲載した。</p>		
② 国立大学法人等からの委託事業について適正な委託料の徴収を行うとともに、受託事業の増加に努める。	平成19事業年度計画なし	②国立大学法人等からの受託事業増加に向けた取組状況								

<p>5 人件費の削減 平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度(254百万円)に比べて5.0%以上(平成20年度までには概ね3%以上)削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。</p>	<p>5 人件費の削減 平成20年度の常勤役職員に係る人件費については、中期計画を達成するため、平成17年度に比べて3%以上を削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。</p>	<p>人件費削減の実施状況 給与水準の適切性</p>	<p>委員の協議により評定を決定</p>	<p>○常勤役職員に係る人件費 平成20年度の常勤役職員に係る人件費の決算額は、216,786千円であった。これは、平成17年度の決算額に対し14.1%の削減となり、総人件費改革の目標を十分に上回る実績となった。</p> <p>○事務職員の給与水準 平成20年度の事務職員の給与水準については、対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)は109.3となった。 これは、当センターの所在地が地域手当の支給地であることが主な要因であり、地域を勘案した指数は99.9となり、国家公務員と同程度の水準である。</p>	<p>A</p>	<p>○計画を大幅に上回る削減を実現した。 ○給与水準については、ラスパイレス指数がやや高いものの、地域を勘案した指数は99.9で国家公務員と同程度の水準であり、特段の問題はないものと思われる。</p>
--	--	--------------------------------	----------------------	---	----------	---

IV 短期借入金の限度額【評価 - 】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
<p>1 短期借入金の限度額 101億円とする。</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延(この場合の借換えは行わない。)等が生じた場合に対応するため。</p>	<p>1 短期借入金の限度額 101億円とする。</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延(この場合の借換えは行わない。)等が生じた場合に対応するため。</p>	<p>短期借入金の借入状況</p>	<p>委員の協議により評定を決定</p>					<p>平成20年度において、実績はなかった。</p>	<p>-</p>	<p>○短期借入の実績なし。</p>

V 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画【評価 - 】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
<p>予定なし。</p>	<p>予定なし。</p>	<p>重要な財産の処分等の状況</p>	<p>委員の協議により評定を決定</p>					<p>平成20年度において、実績はなかった。</p>	<p>-</p>	<p>○重要財産の処分実績なし。</p>

VI 剰余金の使途【評価 - 】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
<p>1 研修事業の充実(平成19年度以降は対象としない)</p> <p>2 調査研究の充実</p> <p>3 情報提供の充実</p>	<p>1 調査研究の充実</p> <p>2 情報提供の充実</p>	<p>剰余金の使用等の状況</p>	<p>委員の協議により評定を決定</p>					<p>平成20年度において、実績はなかった。</p>	<p>-</p>	<p>○剰余金使用の実績なし。</p>

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項【評価 A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等																				
			S	A	B	C	F																							
1 人事に関する計画	1 人事に関する計画	人事管理の状況 (以下の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定					人事管理について、下記のとおり実施した。	A	○人事に関する計画が着実に実施された。																				
(1) 方針 ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。	(1) 方針 ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。	①業務の変動に応じた柔軟な組織体制の構築及び人事交流の実施状況						○人事管理の方針 平成20年4月より、当面、総務課の課長補佐の欠員を不補充とし、経営支援事業体制の充実の観点から、経営支援課企画係に係員を1名充実した。 人事交流については、センターの業務が国立大学法人等全体に関わるものであることから、例えば、国立大学法人からの交流者にとっては、センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、センターにとっては、交流者の国立大学での現場経験がセンターの業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施した。																						
② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。	② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。	②職員の専門的研修の活用状況						○職員研修 職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、積極的に参加させた。平成20年度の受講実績は、役職別研修又は分野別研修など11件（前年度8件）の研修に延べ14名（前年度10名）が参加した。																						
(2) 人員に係る指標 常勤職員数については、抑制を図る。	(2) 人員に係る指標 常勤職員数については、抑制を図る。	③人事管理の状況						○本年度の常勤職員は、25名（4月1日現在、欠員1名）であった。																						
2 中期目標の期間を超える債務負担		中期目標期間を超える債務負担の状況	委員の協議により評定を決定					○79,711百万円の償還を行った。	A	○適切に実施されている。 ○例年通り順調な償還が行われている。																				
長期借入金 (単位：百万円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金償還金</td> <td>77,129</td> <td>75,931</td> <td>78,403</td> <td>78,693</td> <td>75,653</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中期目標期間小計</th> <th>次期以降償還額</th> <th>総償還額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金償還金</td> <td>385,810</td> <td>680,726</td> <td>1,066,537</td> </tr> </tbody> </table>			区分	H16	H17	H18	H19	H20	長期借入金償還金	77,129	75,931	78,403	78,693	75,653	区分	中期目標期間小計	次期以降償還額	総償還額	長期借入金償還金	385,810	680,726	1,066,537								
区分	H16	H17	H18	H19	H20																									
長期借入金償還金	77,129	75,931	78,403	78,693	75,653																									
区分	中期目標期間小計	次期以降償還額	総償還額																											
長期借入金償還金	385,810	680,726	1,066,537																											

国立大学財務・経営センターの平成20年度に係る 業務の実績に関する評価(追加評価)

本評価は、各事業年度に係る業務の実績に関する評価において、国立大学財務・経営センターが作成した中期計画の調査・分析に加えて、「平成20年度業務実績評価における留意点」(平成21年3月31日文科科学省大臣官房政策課評価室)に示された以下の項目について、評価を行うものである。

「1. 政府方針及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の方針を踏まえた評価 3) 具体的な留意点」

① (略)

② 保有資産の管理・運用等の評価

保有資産の評価に当たっては、減損会計の情報(保有目的、利用実績など)等を勘案し、その資産が効率的に活用されているかどうかについて評価を行う。

整理合理化計画、過去の勧告の方向性等において、個別に指摘された資産(施設、宿舍等)の見直しについては、必ずその見直し状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行い、評価書上で明らかにする。

また、評価に当たっては監事監査の結果も踏まえて行うこととする。

【センターの実績】

1. 減損の兆候を認識した資産はない。
2. 整理合理化計画においては、個別の保有資産に係る指摘はない。

【評価委員会のコメント】

本項目については、特段問題なし。

③ 官民競争入札等の活用

公共サービス改革基本方針(平成20年12月19日閣議決定)、整理合理化計画、過去の勧告の方向性等を受けて官民競争入札を実施した事項については、その取組状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行い、評価書上で明らかにする。このほか、民間・地方公共団体からの要望があった場合も、同様とする。

【センターの実績】

該当なし

【評価委員会のコメント】

該当なし。

④ 給与水準の適正化及び総人件費改革

給与水準の適正化については、1)職員の在職地域や学歴構成等、2)職員に占める管理職割合、3) 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等、4)その他法人固有の事由、について検証を行い、給与水準が国家公務員よりも高くなっている場合(100以上(年齢勘案))はその理由を業務実績報告書等において明らかにした上で、それぞれの理由について社会一般情勢に適合しているか等その適切性について評価を行い、評価書上で明らかにしなければならない。

総人件費改革の取組については、経過年数に応じ達成状況を踏まえ、法人の取組の適切性と削減目標を確実に達成するための展望を業務実績報告書等で明らかにした上で評価を行い、評価書上で明らかにする。(平成17年と比べ3%以上の削減に至っていない法人は特に留意が必要。)

なお、レクリエーション経費、レクリエーション経費以外の福利厚生費(法定外福利費)及び国とは異なる諸手当に係る法人における見直し等の活動について、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点から評価を行い、評価書上で明らかにする。

【センターの実績】

1. 給与水準及び総人件費改革への取組状況については、「独立行政法人国立大学財務・経営センターの役職員の報酬・給与等について」において明らかにしており、引き続き、国家公務員の給与に準拠して対応することにより、適正確保を図ることとしている。
2. 平成 20 年度におけるレクリエーション経費、国とは異なる諸手当の支出実績ないが、福利厚生費については、役員の傷害保険、職員の労災保険の法定外補償に係る保険に要する経費、役職員の健康診断料等を支出している。

【評価委員会のコメント】

本項目については、特段問題なし。

⑤ 利益剰余金・繰越欠損金・目的積立金等

これらの財務情報についても、その妥当性を評価し、評価書上で明らかにしなければならない。特に、繰越欠損金若しくは利益剰余金の額が大きい(100億円以上)又は当期総利益(1億円以上)を計上していながら目的積立金を申請していない、経常損益では損失を計上していたものが最終的に利益計上となっている、若しくは当期総損失(1億円以上)が発生している場合は、その発生要因及び業務運営上の問題の有無を、さらに繰越欠損金の場合は解消計画の策定状況及び解消計画の進捗状況を、業務実績報告書等及び評価書の「参考資料2 貸借対照表の経年比較」の備考欄で明らかにさせた上で評価を行い、その妥当性を評価書上で明らかにする。

また、運営費交付金債務の執行状況について、未執行率が10%以上の法人は、その理由と業務運営に与える影響についても業務実績報告書等及び評価書の「参考資料2 貸借対照表の経年比較」の備考欄で明らかにさせた上で評価を行い、その妥当性を評価書上で明らかにする。

【センターの実績】

1. 一般勘定においては、利益剰余金は262,881千円、当期総利益は199,905千円である。当期総利益が199,905千円となったのは、中期目標期間の最終年度であるために運営費交付金債務(152,745千円)を精算収益化したことによるものであり、目的積立金の申請には該当しない。なお、利益剰余金のうち、現金の裏付けのある195,760千円については国庫に納付する予定である。
2. 施設整備勘定においては、利益剰余金38,331,809千円であり、その内訳は、施設費交付事業の財源のために設けられているセンター法第15条積立金35,564,720千円、処分用資産売却収入等による当期総利益2,767,089千円である。当期総利益については、平成21年度において、施設費交付事業のためセンター法第15条積立金に組み入れる予定であり、目的積立金の申請には該当しない。
3. 平成20年度運営費交付金については、予算額495,820千円に対し、464,677千円(予算に対して93.7%)を執行しており、未執行10%以上には該当しない。

【評価委員会のコメント】

本項目については、特段問題なし。

⑥ 金融資産の管理等

融資等業務による債権及び融資等業務以外の債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについては、回収計画が策定されているかを確認し、回収計画が策定されていない場合はその理由の妥当性について検証し、評価書上で明らかにする。また、回収計画の実施状況については、貸倒懸念債権等の金額やその貸付残高に占める割合が増加している場合、または計画と実績に差がある場合の要因分析を行った上で評価を行い、評価書上で明らかにする。さらに、回収計画の見直しの必要性等の検討も行う。

【センターの実績】

1. 融資業務に係る国立大学法人に対する債権の回収計画は、別紙1のとおりである。
2. また、承継債務に係る国立大学法人に対する債権の回収計画は、平成20年度業務実績報告書(資料編)P101に記載のとおりである。
3. なお、これらの債権は、貸倒懸念債権等はなく、計画どおり回収している。

【評価委員会のコメント】

本項目については、特段問題なし。

⑦ 契約の適正化

(ア) 契約事務に係る執行体制の評価

各法人の 1) 業務特性、2) 契約事務量及び 3) 職員規模などを勘案した上で、以下の点に留意し、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて評価する。

- 1) 専門性が高い試験・研究の委託案件について、入札・契約方法、仕様書、契約金額、契約先等が妥当なものであるのかどうかを判断するに足る人材が確保されているかを勘案する。
- 2) 契約件数が非常に多く、抽出審査により対応している場合に、案件の件数や内容が適切に選定され効果的な抽出審査が行われているかを勘案する
- 3) 法人の職員数からみて、適切な審査を行うため可能な限りの職員を配置しているかを勘案する。

【センターの実績】

1. 平成 21 年 3 月 31 日現在、センター職員総数 23 名のうち、契約事務については、6 名（総務部長、総務課長、会計係 4 名）の体制で行っている。
2. 契約に係る審査については、実施伺の内部監査室への回付、競争入札等に係る決議書の内部監査室への回付及び監事監査（期中、期末）により実施している。
3. なお、センターにおいては、専門性の高い試験・研究の委託の契約実績はない。

【評価委員会のコメント】

少ない人数、限られた人件費予算の中で、適正な管理業務が行われている。
今後も、契約事務の効率化に努めるとともに、契約業務の平準化が図られることが望まれる。

(イ) 契約に係る規程類に関する評価

「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）を踏まえ、国の契約の基準と異なる規定（包括随意契約条項、公益法人随意契約条項、指名競争契約限度額、予定価格の作成を省略できる金額、公告期間など）については、当該規定を設けることの適切性について評価し、評価書上で明らかにする。

【センターの実績】

センターにおいては、包括的契約条項、公益法人随意契約条項、指名競争入札契約限度額、予定価格の作成を省略できる金額、公告期間等について、国と同一の規定となっている。

【評価委員会のコメント】

本項目については、特段問題なし。

(ウ) 随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関する評価

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等について評価し、その結果を評価書上で明らかにする。特に、2次評価で指摘のあった①年度内に取り組むこととしている事項の進捗状況及び②競争性のない随意契約の金額・件数及びその割合が増加している場合は、その原因を明らかにして評価を行い、評価書上で明らかにする。また、随意契約の相手方から第三者への再委託の状況、再委託理由と随意契約理由との関係、法人と随意契約の相手方との継続的な関係の有無、法人による承認等の手続の履践状況について評価を行い、評価書上で明らかにする。

【センターの実績】

1. 随意契約見直し計画の達成に向けた具体的取組の進捗状況

(1) 総合評価落札方式の導入拡大

平成20年度においては、総合評価落札方式とすべき案件はなかった。

また、平成21年3月31日、総合評価落札方式による契約の導入拡大を図るため、会計規則及び契約事務取扱規則について所要の改正を行うとともに、「総合評価落札方式活用の手引き」を整備した。

(2) 複数年度契約の拡大

学術総合センターに係る損害(火災等)保険付保について、引き続き、複数年度(保険付保期間:平成21年4月1日～平成23年4月1日)にわたる契約を平成21年3月30日に締結した。

また、これまで実質的に実施していた複数年度契約について、規則上、実施できることを明確にして、複数年度契約の拡大を図ることとし、平成21年3月31日に契約事務取扱規則について所要の改正を行った。

(3) 入札手続きの効率化

広島大学本部地区跡地に関する契約に関し、入札の公告、執行、検収等を広島大学職員に委嘱し、契約事務の効率化を図った。

2. 競争性のない随意契約については、随意契約見直し計画のとおり、真にやむを得ない契約(総件数13件、うち上記電気料11件、本部に係る固定資産借料(2件)以外については、一般競争入札又は企画競争に移行した。(別紙2参照)

なお、キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務の廃止に伴い、平成21年度以降の電気料の契約を行わないとともに、大学評価・学位授与機構との統合により、平成22年度末までに本部に係る固定資産借料の契約を行わない予定である。

3. 随意契約において、契約の相手方が第三者へ再委託した実績はない。

【評価委員会のコメント】

具体的な取組が進められており、評価できる。更なる取組の強化を期待する。

(エ) 個々の契約の合規性等に関する評価

監事による個々の契約の合規性等に係るチェックプロセスや第三者によるチェックプロセスを把握した上で、関連公益法人との随意契約、落札率の高い契約、1 者応札契約について、契約における競争性・透明性の確保の観点から、必要に応じ、中立性・公平性の観点から監事等によるチェックプロセスの評価を行い、評価書上で明らかにする。

競争性のない随意契約については、①競争性、透明性がより確保される契約方式へ移行する余地はないか、②予定価格を設定していないことによって、契約金額が過大になっていないか等を検証した上で、本契約を競争性のない随意契約で発注すること等の妥当性について評価し、評価書上で明らかにする。

関連公益法人との契約について、契約方式や応募(応札)条件等を十分に検証した上、競争性・透明性の確保の観点から、関連公益法人に対する業務委託契約の妥当性について評価し、評価書上で明らかにする。

再委託率が高率となっている契約については、随意契約とした理由との整合がとれているかについて評価を行い、評価書上で明らかにする。

一般競争入札であって一者応札となっている契約について、第三者への再委託の状況、当該契約に係る一般競争入札の導入事情、法人と契約相手との継続的な関係の有無、法人による承認等の手続きの履践状況について評価を行い、評価書上で明らかにする。一般競争入札において1者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価書上で明らかにする。

【センターの実績】

1. 監事等によるチェックプロセス

平成20事業年度に係る監事監査においては、一定金額以上の契約(工事、製造:250万円、財産買い入れ:160万円、役務提供:100万円、等)について説明を行い、確認を受けている。

また、会計監査人の監査においては、「独立行政法人の随意契約について」(20.2.13 公認会計士協会発出)の範囲内で確認を行っているが、その他、第三者によるチェックは実施していない。

2. 競争性のない随意契約の実績は、上記(ウ)のとおりである。

3. 関連公益法人との契約実績はない。

4. 再委託を行う随意契約の実績はない。

5. 平成20年度中に一般競争入札により契約を締結したものは19件(不落随契による契約1件を含む。)であり、このうち、1社応札であったものは6件(31.6%)である。(別紙2参照)

このことについては、平成20事業年度の期末監事監査において、「随意契約を含めた入札・契約の状況」として別紙2により説明し確認を受けており、監事監査結果講評においては、特定の契約に関する指摘はなかったものの、一般論として「一般競争入札の実施に当たっては、より多くの応札者を確保する観点から、仕様書の内容について、真に必要な要件か否かについて十分吟味し、適切に対応すること」との指摘を受けているところである(別紙4参照)。

このように、センターでは、監事監査において、一般競争入札の競争性・透明性の確保の観点から、確認を受けている。

今後、センターとしては、監事の指摘を踏まえ、より競争性を確保するため、適切に仕様書等を策定することとしているところである。

【評価委員会のコメント】

監事監査による指摘にもあるように、一般競争入札の実施に当たっては、より多くの応札者を確保する観点から、仕様書の内容について、真に必要な要件か否かについて十分吟味し、適切に対応することが望ましい。

⑧ 関連法人に係る評価

関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)がある場合は、出資等に関する規程等の整備状況及びその内容の適切性について評価を行うとともに、独法による出資先の経営状況の分析や、その結果に基づく必要な指導・見直しが行われているかについてチェックを行い、出資目的の達成度、出資を継続する必要性についての評価を行う。その結果は評価書上で明らかにする。

【センターの実績】

該当なし

【評価委員会のコメント】

該当なし。

⑨ 内部統制体制の整備

監査に係る規程・体制の整備状況並びに監事が実施した監査の実績及び監査内容(実施項目、時期、方法等)等をもとに評価を行う。内部統制(コンプライアンス、事業の適切な遂行)のために構築した体制及び仕組みの運用状況、監事による監査の状況についても評価を行い、評価書上で明らかにする。なお、整理合理化計画において監事と評価委員会との連携が求められているため、監事監査報告書については部会での説明を必ず行うこととする。その際、監事が部会等に出席し、監査の内容について説明を行うことが望ましい。

【センターの実績】

内部統制に係る実績については、業務実績報告書P14に記載している。

なお、平成20事業年度に係る期中及び期末の監事監査に係る講評事項は、別紙3及び別紙4のとおりである。

【評価委員会のコメント】

適正に監事監査が行われている。

内部統制の質の向上が言われる状況下、巨額な金額を扱う独立行政法人であるだけに、内部統制の体制が強化されることを期待したい。